健康福祉

１　社会福祉（地域共生推進室・福祉指導課）

(1) 戦没者追悼式（地域共生推進室）

戦没者の御霊にめい福を祈るとともに、平和への誓いを込めて第７３回戦没者追悼式を令和７年１１月１２日に高槻城公園芸術文化劇場北館で実施した。参列者は遺族３２名、来賓２９名であった。

(2) 恩給・援護関係（地域共生推進室）

①　恩給関係

普通恩給・普通扶助料等の手続き等についての問合せに対応

②　戦没者等遺族関係

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求受付及び国債交付

(3) 民生委員児童委員（地域共生推進室）

民生委員児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき設けられているもので、地域の社会福祉のため、地域と行政のつなぎ役などを担っている。委嘱者数（令和８年４月１日現在）は４９７人（男１４６人・女３５１人）で具体的には次のような活動を行っている。

〈社会調査活動〉地域における住民の生活状態や福祉ニーズの把握

〈相談支援活動〉①生活に関する相談・援助　②福祉の制度やサービスの情報提供
③関係行政機関等への連絡通報

〈社会福祉事業者等との連携〉社会福祉に関する活動を行う者や事業者との連携

〈福祉行政への協力〉社会福祉各法（生活保護法、売春防止法、児童・身体障害者・知的障害者・老人・母子及び父子並びに寡婦の各福祉法）への協力

〈地域福祉活動への協力〉地域の行事等への参加・協力

(4) 社会福祉審議会（地域共生推進室）

社会福祉法第７条の規定により、社会福祉審議会を設置（委員５０人と専門委員で構成）。社会福祉に関する事項について調査審議を行う。

社会福祉審議会には、民生委員審査・高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉の各専門分科会と地域共生社会推進部会を置き、障がい者福祉専門分科会には身体障がい者手帳の交付に係る審査等のための審査部会を置く。

(5) 地域福祉会館（地域共生推進室）

地域福祉活動の中心となる総合拠点施設であり、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センターの事務所や、地域福祉に関する情報コーナー、地域福祉活動を行う市民・市内の団体が使用できる会議室、研修室などがある。

(6) 社会福祉法人の設立認可（福祉指導課）

令和７年度においては、社会福祉法人の設立認可を行っていない。

(7) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督（福祉指導課）

所管の社会福祉法人及び社会福祉施設への指導監督を行った。

ア　社会福祉法人への実地指導監査（令和７年度）　（単位：件）

種　　別	対象数	実施数	文書指摘の数	左記の内訳		
				法人運営	会計処理	その他
社会福祉法人	30	10	45	27	13	5

※　法人運営とは、定款、登記、理事会等の運営、監事監査等に関する事項をいう。

※　その他とは、情報公開、規程整備、苦情解決体制等に関する事項をいう。

イ　社会福祉施設への実地指導監査（令和７年度）　（単位：件）

種　　別		対象数	実施数	文書指摘の数	左記の内訳		
					施設運営	会計処理	利用者支援
社会福祉施設	高齢者福祉施設	38	13	52	4	17	31
	障がい者支援施設等	4	1	1	0	1	0
	計	42	14	53	4	18	31

※　施設運営とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。

※　利用者支援とは、入所・通所者への生活支援、食事提供等に関する事項をいう。

※　障がい者支援施設等とは、障がい者支援施設と保護施設をいう。

(8) 社会福祉施設等物価高騰対策支援金（福祉指導課）

エネルギー価格等の高騰の影響を受けながらも、市民（高齢者、障がい者等）が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業継続に取り組む社会福祉施設等に対し、支援金を支給した。

（令和７年度）

	交付対象	対象数（件）	補助額（円）
第１回	社会福祉施設等（入所・入居系、通所系）	297	33,500
第２回	社会福祉施設等（入所・入居系、通所系、訪問系）	503	81,150

(9) 介護保険サービス事業者等の指定・指導等（福祉指導課）

ア　新規指定事業・施設数

指定居宅サービス　１９事業

指定介護予防サービス　６事業

指定居宅介護支援　２事業

指定地域密着型サービス　　４事業
指定地域密着型介護予防サービス　　２事業
第一号事業　　１６事業
介護予防支援　　２事業

イ　運営指導実施状況（令和７年度）　　（単位：件）

種　別	対象事業数	実施数	文書指摘の数	左記の内訳					
				基本方針	人員	設備	運営	法令遵守	報酬
指定居宅サービス	288	42	223	0	8	3	169	3	40
指定介護予防サービス	144	16	71	0	1	2	55	1	12
指定居宅介護支援	82	9	20	0	0	―	19	0	1
指定介護予防支援	20	3	6	0	0	―	6	0	0
指定地域密着型サービス	129	21	119	0	7	1	82	3	26
指定地域密着型介護予防サービス	58	11	41	0	2	1	27	1	10
指定介護老人福祉施設	15	7	14	0	0	0	11	0	3
介護老人保健施設	8	1	10	0	0	0	5	0	5
第一号事業	182	34	222	0	12	1	163	4	42
計	926	144	726	0	30	8	537	12	139

※　第一号事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業及び第一号通所事業をいう。

ウ　監査実施状況（令和７年度）
事業者に対して監査を実施していない。

エ　有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の立入検査実施状況（令和７年度）

（単位：件）

種　別	対象施設数	実施数	文書指摘の数
有料老人ホーム	30	12	120
サービス付き高齢者向け住宅	17	3	10
計	47	15	130

オ　集団指導等実施状況（令和７年度）

対　象	開催日等		参加施設・事業所数
指定居宅サービス事業所等	ＷＥＢ形式（動画配信、資料の掲載、アンケート）により実施した。	６月	744
指定地域密着型サービス事業所等			
指定介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅		７月	46

(10) 障がい福祉サービス事業者等の指定・指導等（福祉指導課）

ア　新規指定事業数

指定障がい福祉サービス	３７事業
指定特定相談支援	１事業
登録地域生活支援事業	５事業
指定障がい児通所支援	１１事業
指定障がい児相談支援	１事業

イ　運営指導実施状況（令和７年度）　（単位：件）

種　別	対象事業数	実施数	文書指摘の数	左記の内訳					
				基本方針	人員	設備	運営	変更届	報酬
指定障がい福祉サービス	306	68	209	0	16	0	146	7	40
指定障がい者支援施設	3	1	1	0	0	0	1	0	0
指定一般相談支援	22	4	27	0	0	0	24	0	3
指定特定相談支援	26	3	12	0	0	0	11	0	1
登録地域生活支援事業	72	16	30	0	4	0	25	1	0
指定障がい児通所支援	114	4	32	0	6	0	20	0	6
指定障がい児相談支援	16	1	5	0	0	0	5	0	0
計	559	97	316	0	26	0	232	8	50

ウ　監査実施状況（令和７年度）

２事業者に対して監査を実施した。

エ　集団指導実施状況

対　象	開催日等	参加事業所数
指定障がい福祉サービス事業所 指定障がい者支援施設 指定一般相談支援事業所 指定特定相談支援事業所 登録地域生活支援事業所	令和７年７月２５日（午後）	205
指定障がい児通所支援事業所 指定障がい児相談支援事業所	令和７年１２月 ＷＥＢ形式（動画配信、資料の掲載、アンケート）により実施した。	69

※　集合形式とＷＥＢ形式の同時進行で実施した（令和７年１２月はＷＥＢ形式のみ実施）。

(11) 社会福祉施設等整備補助（福祉指導課）

社会福祉法人等が整備する社会福祉施設及び設備について、補助金を交付した。

（令和７年度）

交　付　対　象	対象数（件）	補　助　額（円）
高齢介護施設（施設整備費）	1	39,600,000
高齢介護施設（防災・減災等設備整備費）	5	94,962,000
高齢介護施設（開設準備経費）	1	18,648,000
障がい者支援施設等（施設整備費）	3	81,207,000
合　　計	10	234,417,000

２　生活福祉（生活福祉支援課・生活福祉総務課・福祉相談支援課）

(1) 生活保護（生活福祉総務課・生活福祉支援課）

生活保護は、憲法第２５条の理念を踏まえ、生活保護法に基づいて実施される制度であり、生活に困窮する国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る。

保護の適用に当たっては、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが要件とされる。

生活保護状況　（保護費は、決算額。その他の数値は、各年度末数値）

年度	人口（人）	被保護世帯数（世帯）	被保護人員（人）	保護費（年間）（円）	保護率（‰）
令和７年度	343,113	4,359	5,507	10,243,580,972	16.05
令和６年度	344,852	4,360	5,608	10,209,170,949	16.26
令和５年度	346,189	4,353	5,663	10,154,892,367	16.36

※　保護率（‰＝パーミル）は1,000人に対する割合を示す。

(2) 中国残留邦人等自立支援（生活福祉総務課・生活福祉支援課）

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定等を図るため、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、支援給付等の生活支援を行う。

支援給付状況　（支援費は、決算額。その他の数値は、年度末数値）

年度	被支援世帯数（世帯）	被支援人員（人）	支援費（年間）（円）
令和７年度	12	13	29,464,947
令和６年度	12	13	24,441,177
令和５年度	12	13	24,997,324

(3) 生活困窮者自立支援（福祉相談支援課）

生活困窮者が早期に困窮状態から脱却できるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、就労その他自立に向けた相談支援や支援プランの作成等を行う。

① 相談件数等の状況

年度	新規相談件数（件）	プラン策定件数（件）	プラン終結数（件）
令和７年度	722	107	80
令和６年度	747	112	91
令和５年度	650	124	122

② 多重債務相談

多重債務者の生活再建を支援するため、大阪弁護士会及び大阪司法書士会と連携・協力し、相談者を法律専門家につないでいる。

また、庁内では「生活困窮者支援調整ネットワーク会議」において情報共有等を行っている。

令和７年度の多重債務相談は、１４３件であった。

(4) 就労支援（生活福祉支援課・福祉相談支援課）

生活保護受給者等の早期自立を支援するため、ハローワークと連携し、就労支援等を行うとともに、就職困難者への就労支援を行う。

① 就労支援の状況

年度	支援者数（人）	就職者数（人）
令和７年度	242	97
令和６年度	283	121
令和５年度	329	175

② 就労準備支援等の状況

年度	支援者数（人）	就職者数（人）	職場体験（人）
令和７年度	18	3	12
令和６年度	14	11	12
令和５年度	37	22	28

３　障がい者（児）福祉（障がい福祉課・福祉相談支援課）

(1) 身体障がい者手帳所持者数（令和７年度実績）（障がい福祉課）

身体に障がいのある人が各種の支援を受けやすくするために交付した。

障がい部位	内訳			計
	1、2級	3、4級	5、6級	
視覚障がい	576人	105人	170人	851人
聴覚・平衡機能障がい	247人	368人	331人	946人
音声・言語機能障がい	28人	147人		175人
肢体不自由	2,366人	2,394人	2,079人	6,839人
内部障がい	2,464人	1,453人		3,917人
計	5,681人	4,467人	2,580人	12,728人

(2) 療育手帳所持者数（令和７年度実績）（障がい福祉課）

知的障がいのある人が各種の支援を受けやすくするために交付した。

総　合　判　定	児（18 歳未満）	者（18 歳以上）	計
A	279 人	1,317 人	1,596 人
B1	276 人	643 人	919 人
B2	584 人	1,138 人	1,722 人
計	1,139 人	3,098 人	4,237 人

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（令和７年度実績）（障がい福祉課）

精神に障がいのある人が各種の支援を受けやすくするために交付した。

障　が　い　等　級	所持者数
1 級	291 人
2 級	2,548 人
3 級	2,336 人
計	5,175 人

(4) 給付金制度（令和７年度分）（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　象　者	支　給　額
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ること。	次のいずれかに該当する 20 歳未満の在宅の障がい児を養育（児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること。）されている方 ① 身障手帳 1～3 級（下肢障がいは 4 級まで） ② 重度・中度の知的・精神障がい ③ その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	1 級手当 月額　56,800 円 2 級手当 月額　37,830 円
大阪府重度障がい者在宅生活応援制度	重度障がい者と同居し介護する人に給付金を支給することにより、障がい者の自立と社会参加に向け、在宅生活の推進とさらなる応援を図る。	身障手帳 1・2 級と重度の知的障がいをあわせもつ障がい者を在宅介護されている方	月額　10,000 円
障がい児福祉手当	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の向上を図ること。	次のいずれかに該当する 20 歳未満で常時の介護が必要な在宅者 ① 身障手帳 1 級又は 2 級の一部 ② 最重度の知的障がい ③ 精神障がい ④ その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	月額　16,100 円

特別障がい者手当	精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図ること。	次のいずれかに該当する 20 歳以上で常時特別の介護が必要な在宅者 ①身障手帳 1・2 級の一部、最重度の知的障がい・精神障がい又はこれと同程度の障がい・疾病の内、二つ以上が重複 ②その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	月額　29,590 円

(5) 情報提供事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　象　者	令和７年度実績
視覚障がい者に対する情報提供	視覚障がい者に対し行政情報・生活情報等を点字または音声 CD（デイジー）で提供し、その福祉の向上を図る。主な提供情報は、「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」等。	視覚障がい者で事前登録をした人等	点字出版　484 枚 点　訳　905 枚 声の CD（デイジー） 350 本

(6) 交通助成（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　象　者	令和７年度実績
高槻市営バス乗車券の交付	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、高槻市営バス乗車券を交付し、障がい者の自立の支援や社会参加の促進を図る。	市内に居住する、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者	交付人数 17,789 枚
付添人高槻市営バス乗車券交付	療育園、保育所、学校等に通園、通学している障がい者（児）の付添人に高槻市営バス乗車券を交付し、障がい者の就学や自立の支援を図る。	市内に居住する第 1 種及び 12 歳未満の身体障がい者手帳所持者の付添人、Ａ・Ｂ1 及び 12 歳未満の療育手帳所持者の付添人、１級及び 12 歳未満の精神障がい者保健福祉手帳所持者の付添人	交付人数　4 人
自動車教習費の交付	身体障がい者手帳所持者が公安委員会から運転免許証を受けた場合、教習費として 40,000 円を限度として交付し、障がい者の社会参加の促進を図る。	市内に居住する身体障がい者手帳所持者で新たに運転免許証を取得した人	1 人 1 回限り 交付人数　1 人

重度障がい者福祉タクシー料金助成事業	重度の障がい者にタクシーの利用料金の一部を助成することにより、障がい者の社会参加の促進を図る。	次のいずれかに該当する市内に居住する人 ① 身体障がい者手帳の肢体不自由･視覚･心臓・腎臓・呼吸器・免疫・肝臓機能障がいの総合等級が1・2級の所持者、もしくは体幹機能障がい3級の所持者 ② 療育手帳Aの所持者 ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者 （所得要件あり）	延べ交付枚数 94,928枚
自動車改造費の助成	身体障がい者の住み慣れた地域社会のなかで自立、社会参加の促進を図る。	市内に居住する身体障がい者手帳所持者で自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある人（所得要件あり）	交付人数　2人

(7) 障害者総合支援法による自立支援給付（障がい福祉課）

名称及び事業	目　的	対　象　者	令和7年度実績
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の援助を行う。	日常生活を営むのに支障がある障がい支援区分の認定を受けた（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）障がい者等	身体介護　279人 77,364.0時間 家事援助　542人 49,478.5時間 通院介助　380人 15,753.5時間 乗降介助　2人 78.0回
重度訪問介護	自宅での介護や外出時の移動中の支援などを総合的に行う。	障がい支援区分が4以上の、次のいずれかを満たす者 ・二肢以上に麻痺等があり、居宅介護の身体介護、家事援助等の支給要件を満たす重度の肢体不自由者 ・行動援護の対象者で、重度訪問介護の必要性が確認できる者	利用者数　17人 利用時間 69,971.0時間
行動援護	行動するときの危険回避に必要な援護、外出時の必要な支援等を行う。	障がい支援区分が3以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）で行動関連項目得点が10点以上の、身体介護及び通院等介助の支給要件を満たす知的障がい者及び精神障がい者	利用者数　49人 利用時間 13,028.5時間
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報支援や、移動の援護、その他必要な援助を行う。	視覚的情報支援や移動の支援を必要とする視覚障がい者で、同行援護アセスメント調査票により対象となる者	利用者数　135人 利用時間 23,859.0時間

療養介護	医療機関で療養上の管理、看護、介護等を行う。	医療と常時介護を必要とする障がい者で要件を満たす者	利用者数　59 人 利用日数 20,993 日
生活介護	主に日中、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	常時介護を要する障がい支援区分が 3 以上（50 歳以上は区分 2 以上。障がい者入所施設の入所者は、区分 4 以上、50 歳以上は区分 3 以上）の障がい者	利用者数　1,069 人 利用日数 239,510 日
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	障がい支援区分の認定を受けた障がい者及び厚生労働大臣の定める区分における区分１以上の障がい児	利用者数　413 人 利用日数 15,650 日
施設入所支援	主に夜間において施設で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。	生活介護を利用している障がい支援区分が 4 以上(50 歳以上は､区分 3 以上)の障がい者	利用者数　202 人 利用日数 66,626 日
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助と個々のニーズに対応した介護を行う。	地域生活において相談や日常生活上の援助、介護を必要とする障がい者	利用者数　640 人
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。	（機能訓練） 地域での自立した生活を送るために機能訓練等の支援が必要な障がい者 （生活訓練） 入所や入院等から地域での生活へ移行するために日常生活や社会生活の訓練が必要な障がい者	（機能訓練） 利用者数　6 人 利用日数　469 日 （生活訓練） 利用者数　81 人 利用日数　9,442 日
就労選択支援	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する障がい者	利用者数　37 人 利用日数　294 日
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な就労を希望する 65 歳未満の障がい者	利用者数　281 人 利用日数 23,826 日
就労継続支援	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	（A型） 企業等に雇用されることが困難な者であって、雇用契約に	（A型） 利用者数　401 人 利用日数 57,060 日

		基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者 （B型） 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、50歳に達している者等	（B型） 利用者数　964人 利用日数 151,343日
就労定着支援	就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者	利用者数　154人 利用日数 1,145日

(8) 障害者総合支援法による補装具費の支給（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　象　者	令和７年度実績
補装具費の支給	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替する補装具（義肢、装具、車いす等）の申請があった場合、補装具費の支給を行う。	身体障がい者手帳所持者及び障害者総合支援法において難病等の範囲に含まれる対象疾患により障がいがある人	交付・修理者数 681人 交付・修理件数 765件

(9) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　象　者	令和６年度実績
移動支援 （ガイドヘルプ）	円滑に外出できるように、移動を支援する。	外出時に移動の支援が必要な障がい者又は障がい児（学齢期以降の者に限る）で、視覚障がい（同行援護対象外のもの）、身体障がい（下肢、体幹機能又は脳原性機能障がいのため屋外での単独移動が困難な車イスを利用するもの、両上肢の機能を全廃、手関節以上で欠くもの、両上肢の機能の著しい障がい及び両上肢の	利用人数　1,036人 利用時間 131,797.5時間

		すべてを欠くもの)のある者や、知的・精神障がいのある者	
日中一時支援事業	障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、宿泊を伴わない一時預かりを行い、障がい者等に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行う。	日中において、一時的に活動の場の提供や見守り等の支援が必要な障がい者等	利用人数　303 人 利用日数 8,952 日
日常生活用具の給付	障がい者がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活が営むことができるよう給付を行う。	在宅の身体障がい者手帳の所持者（用具によって等級の制限あり）、療育手帳Ａの所持者、精神障がい者保健福祉手帳１級の所持者、及び障害者総合支援法において難病等の範囲に含まれる対象疾患により障がいがある人等	給付者数　854 人 給付件数　7,824 件
緊急通報装置の設置	重度の身体障がい者が住み慣れた地域社会で安心して生活を送れるよう、急病や災害等の緊急事態の発生時に簡易に通報を可能とする。	ひとり暮らしの重度の身体障がい者で市民税所得割が非課税の者	設置台数　12 台
在宅重度障がい者等訪問入浴サービス	自宅に浴槽等を運び入れ、入浴サービスを行う。	家族等の介助だけでは入浴が困難な、市内に居住する重度身体障がい者等で、医師に入浴可能と認められ、介護者の立ち会いが可能な者	登録者　20 人 延べ利用件数 1,247 件

(10) 自立支援医療（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　象　者	令和７年度実績
更生医療	障がいを軽減し、日常生活の困難を改善するために医療が必要な時、指定医療機関で医療を受ける場合に医療費の助成を行う。	身体障がい者手帳所持者	利用者数　684 人 延べ件数　5,831 件
育成医療	身体に障がいのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療に係る費用の助成を行う。	18 歳未満の身体に障がいのある児童	利用者数　7 人 延べ件数　30 件

精神通院医療	指定医療機関での必要な医療に係る費用の助成を行う。	法に定められた症状を有する精神疾患により、継続した通院治療が必要な者	利用者数　8,193 人

(11) 重度障がい者医療費の助成（障がい福祉課）

重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の保健の向上及び福祉の増進を図る。

① 対象者

市内に住所を有し、下記に該当する人。

年間所得が基準額（扶養０人のとき、４，７９４，０００円）以下で、次の要件の１つに該当する人

・１級、２級の身体障がい者手帳の交付を受けている人
・療育手帳所持者でＡの判定を受けている人
・身体障がい者手帳３～６級を所持し、かつ療育手帳所持者でＢ１の人
・１級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人
・特定医療費（指定難病）受給者証等を所持し、障がい年金１級相当または特別児童扶養手当１級相当の人

② 助成する範囲

医療機関等の窓口で支払うべき保険診療に係る医療費等の自己負担額の一部を助成する。

１医療機関等あたり１日５００円以内（月額３，０００円を上限とする。）を控除した額を助成する。

③ 給付方法

医療証と健康保険証を一緒に医療機関等に提示すれば、上記の範囲の負担で受診できる。ただし、医療証は使用できる範囲が大阪府内であり、府外で受診した時等は、医療機関等の窓口でいったん保険診療分を支払ってから払い戻しの申請をする。

④ **医療費給付内容**（令和７年度）

区分／対象別	対象者数	件数	助成費総額
府補助対象医療費分	5,763 人	207,359 件	745,893,940 円

(12) 重度障がい者住宅改造助成事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目的	対象者	令和７年度実績
住宅改造助成事業	障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう日常生活の基盤となる住宅改善を促進し、生活の利便性の向上を図る。	肢体・視覚・聴覚の身体障がい者手帳１級または２級（下肢または体幹の機能障がいにあっては、3 級を含む）所持者・重度の知的障がい者等	助成件数　5 件

(13) 意思疎通支援事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　　象	令和７年度実績
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者が公的機関・医療機関等で手話通訳を必要とするとき､通訳者を派遣する。	市内に居住する聴覚、言語機能、音声機能障がい者等	実人数　52 人 派遣回数　670 回
要約筆記者の派遣	聴覚障がい者等に話の要点をその場でまとめ、OHC やノート等に書いて伝える要約筆記者を派遣する。	市内に居住する聴覚、言語機能、音声機能障がい者等	派遣回数　21 回

(14) 救急医療情報キット配付事業（障がい福祉課）

名称及び事業	目　　的	対　　象	令和７年度実績
救急医療情報キット配付事業	救急隊員が迅速に必要な医療情報を把握し、スムーズに対応できることを目的として、救急医療情報キットを配付する。	在宅の障がい者	配付数　23 個

(15) 啓発事業（障がい福祉課）

障がい者の「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者に対する理解と認識を深め、心と心がふれあう福祉のまちづくりを促進する目的で「第４４回福祉展」（令和７年１２月６日～１２月７日）を開催した。２日間で、およそ1,４００人の市民の参加があった。

「第４１回高槻市市民ふれあい運動会」は、「つながる笑顔　広がる元気　体育館に大集合！」をテーマに令和７年１１月１６日に開催した。およそ４００人もの市民の参加があった。

(16) 障がい者福祉センター（ゆう・あいセンター）（障がい福祉課）

障がい者の社会参加の促進と自立を援助し、各種の福祉活動の交流と憩いの場として、すべての市民とふれあいを促進するため次のような事業を実施している。

① デイサービス事業

対象者　原則在宅で１８歳以上６５歳未満の障がい者

事業内容　機能訓練、社会適応訓練、リハビリテーション
創作文化教室（陶芸、書道、絵画等の各種教室）

② 障がい者生活支援事業

対象者　在宅を中心とした障がい者等

事業内容　在宅福祉サービス（デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプ等）の利用援助、社会資源（事業所、住宅改修等）を利用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等

③ 情報提供、交流･研修事業

ア　情報提供

点字図書、音訳テープ、ＤＶＤ、一般図書などの閲覧、貸出

イ　交流・研修

野外交流事業、各種講演会、講習会の実施

(17) 市内の委託相談支援事業所（福祉相談支援課）

	名　　称	所　　在　　地
障がい者	地域生活支援センター　らいと	真上町２－３－２３
	高槻西部地域活動支援センター ステップ	富田町５－１７－５
	相談支援センター　スキップ	高槻町４－１７
	生活支援センター　あんだんて	郡家本町５－２ （高槻地域生活総合支援センターぷれいすBe内）
	聖ヨハネ障がい者相談支援事業	城内町１－１１ （ゆう・あいセンター内）
	相談支援センター　わかくさ	大字唐崎１２７７
	高槻地域生活支援センター　オアシス	松川町２５－５
	地域生活相談所　ライラック	富田町４－７－１６ （サニースポット内）
障がい児	相談支援チェリー・ハート	津之江町１－３７－１１
	こども相談支援センターwish	郡家本町５－２ （高槻地域生活総合支援センターぷれいすBe内）
	聖ヨハネ子どもセンター	南芥川町４－２６ピア・グランデ２階

４　高齢者福祉（長寿介護課・福祉相談支援課）

６５歳以上の高齢者人口の本市の全人口に占める割合は、２９．４％（令和８年３月末）と全国平均２９．４％（令和７年１０月１日）と同水準で高齢化が進んでいる。

今後は、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められている。

(1) 高齢者人口

（各年度３月末現在）

年度	総人口	高　齢　者　人　口						
		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳以上	計
令7	343,113	17,353	18,474	25,234	31,889	7,527	243	100,720
令6	344,852	17,289	20,064	24,166	32,421	6,956	223	101,119
令5	346,189	17,277	22,240	23,361	31,915	6,653	201	101,647

(2) 一般の高齢者対策

（実績値は令和８年３月末時点）

名称・事業開始年度	目　　的	対　象　者	件数及び実績
敬老イベント （昭和３５年度）	社会に貢献してこられた高齢者の方々に感謝の意を表し、長寿をお祝いするとともに、介護予防の普及啓発を図る。	おおむね６０歳以上の人	来場者数 145 人
敬老事業 （昭和３９年度）	９０歳の方に市長のメッセージカードを贈呈する。また、市内最高齢者に敬老祝品を贈呈し、長寿をお祝いする。	９０歳 最高齢者	1,600 人 1 人
市営バス無料・割引乗車券（ＩＣカード）の交付 （昭和４７年度）	高齢者に対し、市営バスの無料・割引乗車券（ＩＣカード）を交付し、高齢者の外出支援、社会参加及び生きがいづくりの促進を図る。	無料：７５歳以上 割引：７０～７５歳未満 （経過措置有）	無料乗車券交付件数 60,093 人 割引乗車券交付件数 6,931 人

(3) ひとり暮らし・要援護高齢者対策

（実績値は令和８年３月末時点）

名称・事業 開始年度	目　　的	対　象　者	件数及び実績
養護老人ホームへの入所措置 （昭和３８年度） ※福祉相談支援課	環境上の理由（１人で生活することが困難な状況等）及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を入所措置する。	おおむね６５歳以上の人	2 施設 34 人
緊急通報装置等の設置 （平成２年度）	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時の不安を解消し、自立した日常生活が営むことができるよう設置する。	ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）または高齢者のみの世帯で日常的に健康不安がある人。 ・対象者の内、ひとり暮らしの人で希望する方は熱感知センサーの設置が可能。 ・対象者の内、固定電話回線を設置できない方はモバイル端末型緊急通報装置の設置が可能。（令和５年度から）	緊急通報装置設置件数 1,552 件 熱感知センサー設置件数 827 件
日常生活自立支援事業 （平成１１年度） ※福祉相談支援課	権利侵害を受けやすい高齢者等への支援のため、高槻市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業への補助を行った。	判断能力が不十分な高齢者・障がい者など	相談受付 5,103 件 延べ契約件数 87 件 サービス実施数 5,439 回
軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助 （平成１５年度）	高齢者がケアハウスを低額な料金で利用することができるように、事業者に対して助成する。	ケアハウスを設置経営する事業者	10 施設 定員 390 人

救急医療情報キット配付事業 （平成２３年度)）	かかりつけ医療機関や緊急連絡先等の情報を保管する救急医療情報キットを配付し、高齢者の安心を確保するとともに、緊急時の適切な対応の一助とする。	ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）または高齢者のみの世帯	配付数 11,887 個
市民後見推進事業 （平成２４年度） ※福祉相談支援課	判断能力の欠如等により、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な者の権利擁護のために、市民としての特性を活かした後見活動を地域で展開する事ができる市民後見人を養成する。	高槻市在住または在勤の者で、満２５歳以上７０歳未満の人	バンク登録者 19 人
生活管理指導短期宿泊事業 （平成１２年度） ※福祉相談支援課	基本的生活習慣に不安がある人を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行い、在宅生活を支援する。	おおむね６５歳以上で、自立又は介護認定で非該当と認定された基本的生活習慣に不安がある人	年間宿泊回数 17 回 年間延べ利用日数 332 日

※　（　）内は開始年度

(4) すこやかテラス（老人福祉センター）

施設名	所　在　地 （開設年月日）	送迎バス	施設名	所　在　地 （開設年月日）	送迎バス
富田すこやかテラス （ひかり荘）	富田町二丁目４－９ （昭５０．４．９）	運行なし	郡家すこやかテラス （ふるさと）	郡家新町４８－６ （昭５２．４．１２）	運行 （直行）
春日すこやかテラス （あけぼの）	春日町２１－２８ （昭５９．５．１２）	運行なし	山手すこやかテラス （花みずき）	山手町二丁目２－２ （平６．１２．１）	運行 （巡回）
芝生すこやかテラス （やすらぎ）	芝生町四丁目３－１１（平１５．７．７）	運行なし			

※　５施設で高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施し、生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立の助長に努める。また、同施設では、高齢者ＩＣＴ推進事業や介護予防事業も実施している。

※　開館時間はいずれも午前９時から午後５時１５分まで。休館日は日曜（芝生は火曜）・祝日（９月第３月曜日は除く）と年末年始。指定管理者による運営。

(5) 老人クラブへの活動支援（昭和４６年度から実施）

老人クラブは、高齢者の生活を健康で豊かなものにし、福祉の増進を図ることを目的に設立され、おおむね６０歳以上の人で構成されている。会員の教養の向上、レクリエーション、社会活動の促進等の活動を行っている。

① 助　成　金

ア　活動助成

会員数が 71 人以上の老人クラブ

2,700 円×年間月数に 30 人を超え 70 人までは 1 人あたり月額 180 円、70 人を超えた会員数には 1 人あたり月額 120 円を加算した額を補助金額とする。ただし、500,000 円を上限額とする。

会員数が 31～70 人の老人クラブ

2,700 円×年間月数に 30 人を超えた会員数に 1 人あたり月額 180 円を加算した額を補助金額とする。

会員数が 21～30 人の老人クラブ

1,800円×年間月数に20人を超えた会員数に1人あたり月額90円を加算した額を補助金額とする。

会員数 20 人の老人クラブ

1,800 円×年間月数

イ　貸切バス調達等

交通手段や旅行人数に応じて、日帰り旅行に係る費用の一部を補助する。ただし、180,000 円を上限額とする。

② クラブ数・会員数　　令和７年度　１４７クラブ　８，３７５人

令和６年度　１５２クラブ　８，８８７人

(6) 高齢者地域支えあい事業（平成１６年度から実施）

ひとり暮らし高齢者等の安否確認のため、社会福祉協議会地区福祉委員会が中心となり、定期的に自宅を訪問する「見守り・声かけ訪問運動」を実施している。

５　介護保険（長寿介護課・福祉相談支援課）

介護保険制度は、本格的な高齢社会到来の中、介護を必要とする人が年々増え続けていることから、国民の共同連帯の理念に基づき、介護を社会全体で支えあう制度として設けられ、平成１２年４月１日から実施されている。

(1) 要介護等認定者数

①　要介護等認定者数　　（令和８年３月末現在）

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１号被保険者	5,383	3,404	3,743	2,870	2,399	2,338	1,667	21,804
第２号被保険者	58	63	44	62	46	61	47	381
計	5,441	3,467	3,787	2,932	2,445	2,399	1,714	22,185
構成比率(%)	24.5	15.6	17.1	13.2	11.0	10.8	7.7	

※　構成比率は小数点二位を四捨五入しているため合計が１００％とならない場合がある。

②　高齢者人口からみた要介護等認定者の比率　　（令和８年３月末現在）

人　　数			比　　率	
総人口		343,113		
高齢者人口（65 歳以上）		100,720	高齢化率（高齢者人口／総人口）	29.4%
要介護等認定者数（第１号）		21,804	高齢者人口に対する要介護等認定者の比率	21.6%

(2) 第１号被保険者（６５歳以上）保険料

第１号被保険者の保険料は、事業計画期間（３年）ごとに設定しており、令和６年度から令和８年度までの保険料基準額は年額７３，２０１円（月額６，１００円）となっている。

(3) 利用者負担

① 居宅サービス利用者

利用者は、在宅サービス費用の１割、２割または３割を利用者負担として事業者に支払う。ただし、居宅介護支援費（ケアプラン作成等）については、１０割の保険給付としているため、利用者負担なし。

また、通所・居住系サービス及び短期入所（ショートステイ）では、食費・滞在費や日常生活費用（日用品、教養娯楽費など）は保険給付対象外。

② 施設サービス利用者

利用者は、施設サービス費用の１割、２割または３割を利用者負担として事業者に支払う。また、施設では保険給付対象外の食費、居住費、日常生活費用（日用品、教養娯楽費など）の負担が必要。

③ 低所得者の食費・居住費の負担限度額

施設入所及び短期入所（ショートステイ）を利用する場合、低所得者の施設利用が困難とならないように、食費と居住費（滞在費）について所得に応じた負担限度額までを自己負担し、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を補足給付する。

④ 高額介護サービス費

１割、２割または３割の利用者負担が高額となり、一定額（負担上限額）を超えるような場合には、その超えた部分について高額介護サービス費を支給する。

⑤ 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の利用者負担を軽減する目的で、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、医療及び介護の両制度における１年間の自己負担額の合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた部分について高額医療合算介護サービス費を支給する。

⑥ 利用者負担軽減特別対策

ア　社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供するサービスの利用者のうち、一定要件に該当する人の利用者負担額を軽減するため、申請に基づき利用者負担軽減確認証を交付した。

イ　居宅介護サービス費等の額の特例制度

災害や収入の著しい減少により介護サービス費等を負担することが困難となった人の減免制度の周知に努めた。

(4) 保険給付の状況等

① サービス種類別利用者数

（令和７年度）

サービスの種類		延べ利用者数(人)	延べ日数・回数
居宅サービス	訪問介護	55,108	936,381
	訪問入浴介護	2,857	13,527
	訪問看護	42,699	244,227
	訪問リハビリテーション	3,708	18,277
	居宅療養管理指導	112,977	269,195
	通所介護	36,372	302,760
	通所リハビリテーション	22,224	152,035
	短期入所生活介護	6,896	47,242
	短期入所療養介護	2,666	19,792

	福祉用具貸与	114,969	3,343,691
	福祉用具購入費	1,967	－
	住宅改修費	1,973	－
	特定施設入居者生活介護	10,169	298,246
	介護予防支援・居宅介護支援	146,191	－
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	429	11,077
	夜間対応型訪問介護	15	378
	認知症対応型通所介護	2,064	20,586
	小規模多機能型居宅介護	1,587	33,197
	地域密着型通所介護	16,201	133,427
	看護小規模多機能型居宅介護	467	11,143
	認知症対応型共同生活介護	6,553	196,700
	特定施設入居者生活介護	966	27,889
	介護老人福祉施設入所者生活介護	3,347	101,825
施設サービス	介護老人福祉施設	14,507	420,800
	介護老人保健施設	8,555	229,594
	介護医療院	59	1,618

② 保険給付実績　　（単位：千円）

年　　度	令和７年度
居宅（介護予防）サービス費	18,500,002
地域密着型（介護予防）サービス費	4,817,032
施設サービス費	6,899,004
高額介護サービス費	957,090
高額医療合算介護サービス費	147,883
特定入所者介護サービス費	336,629
審査支払手数料	22,247
合　　計	31,679,887

※　各給付費は千円未満四捨五入によるため、合計額とは一致しない場合がある。

(5) 地域支援事業（一部介護保険特別会計）

① 介護予防・日常生活支援総合事業

平成２６年６月の介護保険法改正に伴い、要支援者等に対して必要な支援を行い、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行うことを目的に、平成２９年４月より「介護予防・生活支援サービス事業」

と「一般介護予防事業」から構成される本事業を開始した。

ア　介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来介護予防給付において提供していた「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」及び「介護予防支援」の一部を本サービスとして提供した。

（ア）サービス種類別利用者数　（単位：人）

年　　度	令和７年度
訪問型サービス	21,170
通所型サービス	31,180
介護予防ケアマネジメント	23,102

（イ）事業費実績　（単位：千円）

年　　度	令和７年度
訪問型サービス事業費	428,031
通所型サービス事業費	757,133
介護予防ケアマネジメント事業費	115,071
高額介護予防サービス費相当事業費	2,023
高額医療合算介護予防サービス費相当事業費	2,011
審査支払手数料	2,741
合　　計	1,307,010

※　各事業費は千円未満四捨五入によるため、合計額とは一致しない場合がある。

イ　一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業（講演会・介護予防教室、相談会、イベント等）、及び地域介護予防活動支援事業（地域活動組織への支援・協力等）を実施した。

（ア）　介護予防普及啓発事業

（ａ）　介護予防教室等

	令和７年度	
	開催回数（回）	参加人数（人）
講演会・介護予防教室等	1,366	50,207
相談等	326	878
イベント等	3	591

（ｂ）　高齢者の健康づくり事業（高槻市ますます元気！健幸ポイント事業）

年　　度	令和７年度
健幸パスポート発行者数(人)	6,729

（イ）　地域介護予防活動支援事業

（ａ）　介護予防活動通所型

年　　度	令和７年度
年間延べ利用者（人）	12,885
年間延べ実施回数（回）	1,448

（ｂ）　ボランティア育成のための研修会等

年　　度	令和７年度
実施回数（回）	8
参加人数（人）	236

（ｃ）　地域活動組織への支援・協力等

年　　度	令和７年度
実施回数（回）	933
参加人数（人）	17,428

②　包括的支援事業

ア　地域包括支援センターの設置（福祉相談支援課）

介護保険法第１１５条４４項及び４５項の規定に基づき、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市内１２箇所の地域包括支援センターにおいて、総合相談支援や他の必要なサービスとの連携、介護予防ケアマネジメントの実施、包括的・継続的マネジメントの実施、高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護を実施した。

内　　訳	令和６年度
設置数　（箇所）	12
介護予防支援　（件）	44,923
介護予防ケアマネジメント　（件）	23,376
総合相談支援　（件）	8,126
権利擁護・高齢者虐待　（件）	221
包括的継続的ケアマネジメント支援（件）	582

イ　地域包括支援センター連絡会の開催（福祉相談支援課）

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の３職種がそれぞれ情報や課題を共有し、高齢者の支援に向けて意見交換する場として部会を開催した。また、地域包括支援センター同士の連携を深めるため、全体会を開催、連絡事項の伝達やスキルアップの研修、意見交換を行った。

連絡会開催状況　　（単位：回）

年　度	令和６年度
開催回数	17

ウ　高齢者虐待防止支援事業（福祉相談支援課）

高齢者虐待についての相談や支援を行った。

年　　度	令和６年度
相　談　受　付（件）	139
虐待と判断した件数（件）	75

エ　認知症総合対策事業（福祉相談支援課）

（ア）　行方不明高齢者家族支援サービス事業

認知症等により行方不明となる恐れのある高齢者の安全の確保を図り、その方の家族が安心して生活できる環境を確保するため、位置検索システム（ＧＰＳ）の利用料を助成した。

度	令和６年度
利用者人数（人）	54

（イ）　認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい理解を深め、認知症の人やその家族を見守るサポーターを養成するため、講座を開催した。

年　度	令和６年度
講座回数（回）	49
養成人数（人）	1,216

（ウ）　行方不明高齢者ＳＯＳネットワーク

認知症高齢者が行方不明となった場合に、協力機関へ情報提供し、捜索を依頼した。また、登録者に対し、二次元コードのついた見守り安心ネットワークシールの配布を行った。

年　度	令和６年度
協力機関数（箇所）	189
情報提供数（回）	7
登録者数（人）	357

（エ）　認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に対し、早期に関わる認知症初期集中支援チームと連携を図り、支援を行った。

③　任意事業

ア　事業者研修会の開催

介護給付適正化の推進を図る観点から、居宅介護支援事業所、介護保険施設及びサービス提供事業所を対象に、事業者のサービス水準及び介護従事者の資質向上を目的として研修会を定期的に開催した。

イ　家族介護用品の支給

紙おむつ等の介護用品を定期的に自宅に配達することにより、その家族の負担を軽減した。

ウ　居宅介護支援事業者等への支援事業の実施

介護支援専門員の業務に対する支援事業として、住宅改修費支給申請におけるケアプラン未作成者の「住宅改修理由書」作成業務を対象とし、業務１件につき２，０００円の助成を行った。

エ　介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員を介護サービス提供事業所に派遣し、サービス利用者の話を聞くことで、利用者の介護サービスに関する疑問や不安の解消及び苦情の解決を図るとともに、派遣を受けた事業所のサービスの質的な向上を図っている。

オ　配食サービス事業（福祉相談支援課）

介護予防及び食の自立を目的に、栄養のバランスのとれた夕食を居宅に訪問して定期的に提供する（月～土曜の週６回を限度）。併せて安否を確認し、健康状態に異常があれば関係機関等に連絡を行った。

	令和６年度
実利用人数	868 人
年間食数	108,990 食

カ　成年後見制度利用支援事業（福祉相談支援課）

判断能力の低下により契約などの法律行為が困難な人に対し、家庭裁判所に「後見」・「保佐」・「補助」の開始等の審判の申立を行った。

年　度	令和６年度
申立件数	16 件

(6) 介護保険制度の周知

市民の理解を得るため、広報たかつきへの掲載、高齢者サービスガイドや介護保険施設及び入居系事業所に特化したサービスガイド等の発行、市のホームページによる介護保険制度の情報提供及び職員出前講座等による制度の周知を行った。

(7) 介護保険事業計画の進行管理

高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において第９期介護保険事業計画の進行管理に係る点検評価を行った。

(8) 介護保険施設（令和７年３月末現在）

介護保険施設の整備状況は、以下のようになっている。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　１５施設
② 介護老人保健施設　８施設

(9) 地域密着型サービス（令和７年３月末現在）

第８期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス（原則高槻市民のみ利用可能）の整備状況は、以下のようになっている。

① 小規模多機能型居宅介護　１０施設
② 看護小規模多機能型居宅介護　３施設
③ 認知症対応型共同生活介護　３８施設
④ 地域密着型特定施設入居者生活介護　３施設
⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　９施設
⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護　１施設

６ 後期高齢者医療制度（国民健康保険課）

後期高齢者医療制度は、本格的な高齢化社会に対応するため、老人保健制度が改正され、平成２０年４月より実施された。

保険者として制度を運営するのは、府下全市町村が参加する「大阪府後期高齢者医療広域連合」となり、市は各種申請の受付や資格確認書等の引渡し、保険料の徴収などを行っている。

(1) 被保険者資格・給付

① 資格

市内に住所を有する下記の人　※生活保護受給者は除く

・７５歳以上の人（７５歳の誕生日から）

・６５歳から７４歳までで、一定の障がいがあり、加入の申請をして広域連合に認められた人（認定日から）

② 被保険者数

（各年度末の数値）

区分／年度	被保険者数（人）	（再掲）現役並み所得者	（再掲）一般所得者（1割）	（再掲）一般所得者（2割）	（再掲）低所得Ⅰ	（再掲）低所得Ⅱ
令和7年度	63,346	5,401	15,944	17,206	9,487	15,308
令和6年度	62,282	5,170	15,902	16,136	9,871	15,203
令和5年度	60,729	4,812	15,612	15,589	9,672	15,044

③ 給付する範囲

医療機関等で診療を受けた場合、窓口での負担割合は１割または２割となる。ただし、現役並み所得者の負担割合は３割となる。

所得区分	負担割合	1か月の自己負担限度額		年間限度額（世帯単位）
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
現役並み所得者Ⅲ（※1）	3割	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1%【140,100円】※8		1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ（※2）		179,100円＋（総医療費－597,000円）×1%【93,000円】※8		1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ（※3）		85,800円＋（総医療費－286,000円）×1%【44,400円】※8		530,000円
一般	2割※4	22,000円（年間21.6万円上限）	61,500円【44,400円】※8	530,000円
	1割※5			
低所得Ⅱ※6	1割	11,000円（年間9.6万円上限）	25,700円【24,600円】※8	290,000円
低所得Ⅰ※7		8,000円	15,700円	180,000円

※1　住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者及び同じ世帯の後期高齢者の方。

※2　住民税課税所得が380万円以上690万円未満の後期高齢者及び同じ世帯の後期高齢者の方。

※3　住民税課税所得が145万円以上380万円未満の後期高齢者及び同じ世帯の後期高齢者の方。

※4　本人または同一世帯の後期高齢者の住民税課税所得が 28 万円以上かつ、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（世帯に後期高齢者が2人以上いる場合は320万円以上）の方。

※5　住民税課税世帯であり、本人または同一世帯の後期高齢者全員の住民税課税所得が28万円未満、又

は、年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円未満（世帯に後期高齢者が 2 人以上いる場合は 320 万円未満）の方。

※6　世帯全員（他の医療保険に加入している者を含む）が住民税非課税の世帯に属する後期高齢者の方。

※7　世帯全員（他の医療保険に加入している者を含む）の所得がゼロ（所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から 10 万円を控除して計算する。）の世帯に属する後期高齢者の方。年金収入が 826,500 円（令和 8 年 7 月診療分までは 806,700 円）を超える方が世帯内にいる場合は該当しない。

※8　過去 1 年間で 3 回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合（多数回該当）の 4 回目以降の自己負担限度額

④　給付の方法

・マイナ保険証（健康保険証として利用登録手続きを行ったマイナンバーカード）または資格確認書を医療機関等の窓口に提示し、負担割合に応じて一部負担金を支払えば、総医療費から一部負担金を除いた医療費が現物給付される。

・一部負担金が１か月の自己負担限度額（上表）を超える場合、高額療養費として払い戻しを受けられる。（給付申請受付は国民健康保険課）

(2) 保険料

保険料は、給付費の予測を基に２年ごとに広域連合が設定することとされており、所得の低い世帯、及び制度加入前に社会保険などの被扶養者であった人には軽減の措置がある。

①　保険料率

（基礎賦課額分）

区分／年度	料率		賦課限度額
	所得割	均等割	
令 和 8 年 度	11.51/100	64,931 円	85 万円
令 和 7 年 度	11.75/100	57,172 円	80 万円
令 和 6 年 度	11.75/100（※１）	57,172 円	80 万円（※２）

※１　令和５年中の基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の人は、10.94/100

※２　生年月日が昭和２４年３月３１日以前または障がい認定により資格取得した人は 73 万円

（子ども・子育て支援納付金賦課額分）

令 和 8 年 度	0.24/100	1,373 円	2.1 万円
令 和 7 年 度	－	－	－
令 和 6 年 度	－	－	－

②　収納方法

以下の場合を除き、原則として年金からの天引き。

・年金の額が、年額１８万円未満の人

・介護保険料との保険料合計が、年金の額の２分の１を超える人

・口座振替の手続きを行い、納付方法変更申出書を提出した人

7　国民健康保険（国民健康保険課）

本市国民健康保険事業は、昭和３６年４月１日に地域保険として発足した。以来、内容の充実を図りながら相扶共済の理念のもと、地域住民の社会保障と健康の保持・増進に寄与してきた。

しかし、人口の高齢化などを主な要因とした医療費の増嵩を主として、社会経済状況の変化による被保険者の保険料負担能力の低下など、国保財政の運営はこれまで厳しい状況が続いている。

これらの課題を解決するため、平成３０年度から都道府県も市町村とともに保険者となり、国保財政運営の責任主体として、中心的な役割を担い、各市町村は、これまでと同様に、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等の被保険者に身近な業務を担うこととされた。

国民健康保険制度が、将来にわたり持続可能な仕組みを堅持できるよう、国保財政の健全化を目指し、口座振替納付の原則化や滞納者への収納強化等による保険料収納率の向上対策、レセプト点検の強化や医療費通知等による医療費適正化事業、３０歳以上の被保険者を対象とした人間ドック等の受診に対する助成事業など、引き続き努力する。

(1) 被保険者数

（各年度末の数値）

区分／年度	総世帯数	加入世帯数	加入率（%）	総人口（人）	被保険者数（人）	加入率（%）
令和7年度	167,100	37,102	22.2	343,113	52,083	15.2
令和6年度	166,344	38,216	23.0	344,852	54,520	15.8
令和5年度	165,369	40,042	24.2	346,189	58,072	16.8

(2) 年齢別加入状況

（各年度末の数値）

年度及区分／年齢		未就学児	小学校入学後69歳まで	70歳から74歳まで	
				現役並み所得者	一般
令和7年度	被保険者数（人）	1,029	37,651	948	12,455
令和6年度	被保険者数（人）	1,134	38,495	1,033	13,858
令和5年度	被保険者数（人）	1,221	40,050	1,120	15,681

(3) 保険給付

① 給付割合

年齢	未就学児	小学校入学後69歳まで	70歳から74歳まで	
			現役並み所得者	一般
給付割合	8割	7割	7割	8割

② 給付内容

	給付内容
出産育児一時金	500,000円 （産科医療補償制度未加入の分娩機関等での出産の場合は488,000円。）

葬　　祭　　費	50,000 円
精　神　・結　核 医　療　給　付　金	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条に規定する医療(結核に係るものに限る。)及び同法第 37 条の 2 に規定する医療を受けた際に生じた保険診療の自己負担相当額 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療を受けた際に生じた保険診療の自己負担相当額
高　額　療　養　費	下表の自己負担限度額を超えた際に、申請によりその超えた額を高額療養費として支給

＜自己負担限度額＞

70 歳以上

適用区分		外来 (個人)	1か月の自己負担限度額 (世帯単位)	年間限度額 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (※1)		270,300 円＋ (総医療費−901,000 円)×1% [140,100 円](※6)		1,680,000 円
現役並み所得者Ⅱ (※2)		179,100 円＋ (総医療費−597,000 円)×1% [93,000 円](※6)		1,110,000 円
現役並み所得者Ⅰ (※3)		85,800 円＋ (総医療費−286,000 円)×1% [44,400 円](※6)		530,000 円
一般		22,000 円 (年間 21.6 万円上限)	61,500 円 [44,400 円](※6)	
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ (※4)	11,000 円 (年間 9.6 万円上限)	25,700 円 [24,600 円](※6)	290,000 円
	低所得Ⅰ (※5)	8,000 円	15,700 円	180,000 円

※1　住民税課税所得が 690 万円以上の「70 歳以上の国民健康保険被保険者(以下「高齢者」という。)」及び同じ世帯の高齢者の方。

※2　住民税課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の高齢者及び同じ世帯の高齢者の方。

※3　住民税課税所得が 145 万円以上 380 万円未満の高齢者及び同じ世帯の高齢者の方。

※4　国民健康保険被保険者全員(他の医療保険に加入している世帯主を含む)が住民税非課税の世帯に属する高齢者の方。

※5　国民健康保険被保険者全員(他の医療保険に加入している世帯主を含む)の所得がゼロ(所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から 10 万円を控除して計算する。)の世帯に属する高齢者の方。年金収入が 826,500 円(令和 8 年7月診療分までは 806,700 円)を超える方が世帯内にいる場合は該当しない。

※6　過去 1 年間で 3 回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合(多数回該当)の 4 回目以降の自己負担限度額

70 歳未満

適用区分	所得区分 (※1)	1か月の自己負担限度額 (世帯単位)	年間限度額 (世帯単位)
ア	901 万円超 または無申告	270,300 円＋ (総医療費−901,000 円)×1% [140,100 円](※2)	1,680,000 円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	179,100 円＋ (総医療費−597,000 円)×1% [93,000 円](※2)	1,110,000 円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	85,800 円＋ (総医療費−286,000 円)×1% [44,400 円](※2)	530,000 円
エ	210 万円以下	61,500 円 [44,400 円](※2)	530,000 円
オ	住民税非課税 (※3)	36,900 円 [24,600 円](※2)	290,000 円

※1 所得区分は基礎控除後の総所得金額等である「旧ただし書き所得」の合計額で決まる。

※2 過去 1 年間で 3 回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合(多数回該当)の 4 回目以降の自己負担限度額

※3 同一世帯の世帯主(他の医療保険に加入している世帯主を含む)とすべての被保険者が住民税非課税の世帯。

③ 医療給付の状況

一般分

(令和７年度)

区　分			件　数（件）	費用額（円）	負担額（円）
療養の給付等			1,010,992	26,023,082,848	19,104,184,894
療養費等	食事療養・生活療養		127		1,515,422
	療養費	診療費	1,114	19,244,070	13,755,743
		その他	36,523	369,752,072	272,150,810
		小　計	37,637	388,996,142	285,906,553
	移送費		0	0	0
計			1,048,756	26,412,078,990	19,391,606,869

療養の給付等内訳

(令和７年度)

区　分		件数（件）	費用額（円）
診療費	入　院	13,665	9,859,249,259
	入院外	505,183	8,477,684,787
	歯　科	132,017	1,849,244,026
	小　計	650,865	20,186,178,072
調　剤		350,564	4,587,362,986
食事療養・生活療養		(12,971)	389,569,740

訪 問 看 護	9,563	859,972,050
合　　計	1,010,992	26,023,082,848

④　その他給付状況　　（令和７年度）

区分	高額療養費		高額介護合算療養費	
件数	54,334		81	
金額（円）	3,112,683,581		2,260,459	
区分	出産育児一時金	葬祭費	精神・結核医療給付金	傷病手当金
件数	114	349	53,364	0
金額（円）	56,944,670	17,450,000	69,353,649	0

(4) 保険料

①　賦課方式

区　　分	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
賦 課 方 式	３方式 (所得割・均等割・平等割)	基礎賦課額と同じ	２方式 (所得割・均等割)	２方式 (所得割・均等割)
所得割算定基礎	被保険者の基礎控除後の総所得金額等	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ
賦 課 期 日	４月１日	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ
賦課期日後増減	月割計算により増減	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ	基礎賦課額と同じ

②　賦課割合・料率及び賦課限度額の推移

（基礎賦課額分）

区分／年度	賦課割合			料率			賦課限度額（万円）
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割（円）	平等割（円）	
令和８	47.7／100	31.8／100	20.5／100	9.50／100	34,990	33,908	66
令和７	48.1／100	31.6／100	20.3／100	9.30／100	34,424	33,574	65
令和６	48.5／100	31.1／100	20.4／100	9.56／100	35,040	34,803	65

（後期高齢者支援金等賦課額分）

令和８	48.0／100	31.6／100	20.4／100	3.06／100	11,191	10,845	26
令和７	48.4／100	31.4／100	20.2／100	3.02／100	11,034	10,761	24
令和６	48.8／100	30.9／100	20.3／100	3.12／100	11,167	11,091	22

（介護納付金賦課額分）

令和８	44.2／100	55.8／100	―	2.60／100	18,682	―	17
令和７	45.3／100	54.7／100	―	2.56／100	18,784	―	17
令和６	45.9／100	54.1／100	―	2.64／100	19,389	―	17

（子ども・子育て支援納付金賦課額分）

令和８	46.9／100	53.1／100	―	0.28／100	1,841※	―	3
令和７	―	―	―	―	―	―	―
令和６	―	―	―	―	―	―	―

※18 歳以上均等割額を含む。

③　収納方法

・納付書払い

納付書により指定の金融機関、市役所、支所、指定のコンビニエンスストア、指定のスマートフォン決済アプリで納付

・口座振替

納付義務者等の口座から振替（指定の金融機関）

・特別徴収

納付義務者の年金から受給月ごとに徴収

８ 健康づくり推進（健康づくり推進課）

(1) 成人保健

成人保健事業については、壮年期からの健康の保持・増進を図るため、健康教育、健康相談、歯科健康診査、健康診査、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺検査（ＰＳＡ検査）、骨の健康度測定、肝炎ウイルス検診、ピロリ菌検査を実施した。

①　健康教育・健康相談　（令和７年度）

	実　施　場　所	対　　象	実施回数・参加者数	その他
健康教室	保健センター	概ね 40 歳～74 歳の市民	10 回 153 人	生活習慣病の予防、健康増進を目的とする。スタッフは医師・保健師等
出前講座	公民館、コミュニティセンター等	市民	19 回 472 人	
健康相談	保健センター、公民館等	市民	103 回 1,463 人	

②　歯科健康診査、健康診査及び各種検診　（令和７年度）

	実　施　場　所	対　　象	受診者数	受診者一部負担金
歯科健康診査	実施医療機関	18 歳以上（妊産婦は 18 歳未満でも可）の市民	3,330 人	無料
訪問歯科健康診査	自宅	15 歳以上で、通院などが困難な市民	7 人	無料
健康診査	実施医療機関	30 歳～39 歳の市民、生活保護を受けている当該年度 40 歳以上の市民	899 人	無料

肺がん検診	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	40 歳以上の市民	集団 3,115 人 個別 36,020 人 計 39,135 人	無料
胃がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	50 歳以上の市民 （前年度未受診）	集団（エックス線） 647 人 個別（エックス線） 668 人 個別（内視鏡） 5,475 人 計 6,790 人	無料
大腸がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	40 歳以上の市民	集団 2,239 人 個別 25,595 人 計 27,834 人	無料
子宮頸がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	20 歳以上の女性市民 （前年度未受診）	集団 1,563 人 個別 12,673 人 計 14,236 人	無料
乳がん検診	集団：保健センター 個別：実施医療機関	30 歳以上の女性市民 （前年度未受診）	集団 1,607 人 個別 7,928 人 計 9,535 人	無料
前立腺検査（ＰＳＡ検査）	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	50 歳以上 89 歳以下の男性市民	集団 896 人 個別 11,378 人 計 12,274 人	無料
骨の健康度測定	集団：保健センター等で実施する集団健（検）診に併設して実施	40 歳以上の市民	集団 2,297 人	500 円
肝炎ウイルス検診	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	当該年度に 40 歳以上となる市民で、過去に肝炎ウイルス検診や肝炎治療を受けたことのない人	集団 410 人 個別 915 人 計 1,325 人	B型 500 円 C型 500 円 B型＋C型 1,000 円
ピロリ菌検査	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	20 歳～49 歳までの市民で、過去にピロリ菌検査・除菌治療を受けたことのない人	集団 66 人 個別 911 人 計 977 人	500 円
	市立中学校、健康づくり推進課	中学２年生の市民	1,734 人	無料

(2) 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導

当該年度４０歳～７４歳（７５歳の誕生日の前日まで）の国民健康保険被保険者を対象としてメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、その結果に応じて、ライフスタイルに合わせた生活習慣改善の特定保健指導を行った。

① **特定健康診査**　（令和７年度）

	実　施　場　所	対　　象	受診者数	受診者一部負担金
特　　定 健 康 診 査	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	当該年度 40 歳～74 歳（75 歳の誕生日の前日まで）の高槻市国民健康保険被保険者	14,188 人	無料

※　令和８年６月２５日現在の数値。最終結果は令和８年１１月に確定。

② **特定保健指導**　（令和７年度）

	実　施　場　所	対　　象	実施者数	受診者一部負担金
特　　定 保 健 指 導	集団：保健センター、公民館等 個別：実施医療機関	当該年度 40 歳～74 歳（75 歳の誕生日の前日まで）の高槻市国民健康保険被保険者	256 人	無料

※　令和８年６月２５日現在の数値。最終結果は令和８年１１月に確定。

(3) 栄養・食育

メタボリックシンドロームの予防・改善に効果的に取り組めるよう出前栄養講座を実施した。また、食育ＳＡＴシステムを使って、食事の栄養バランスについての知識を普及・啓発した。

① **出前栄養講座（再掲）**　（令和７年度）

講　　座	回数	参加者数	備　　考
出前栄養講座	6 回	141 人	地区コミュニティ等からの依頼

② **栄養改善事業**　（令和７年度）

講　　座	回数	参加者数	備　　考
健康相談会（栄養改善指導）	9 回	91 人	参加者数は、健康相談会での管理栄養士等による個別相談者数

※　健康教育・健康相談より内数として再掲

③ **食育ＳＡＴシステムによる啓発**

令和７年度は各種事業、検診、イベント等において、全１９回で延べ３４６人に食育ＳＡＴシステム（ＩＣチップの入ったフードモデルを用いた栄養診断システム）を用いた栄養指導等を実施した。

(4) 健康づくり推進

地域に密着した総合的な健康づくりを推進するため、(社福)高槻市社会福祉協議会に委託して各種事業を行った。

① **健康・食育フェア及び健康たかつき２１シンポジウム**

「自らの健康は自らが守ろう」をスローガンに、市民の健康や食育への関心を高め、自発的な健康づくりにつなげることを目的に「健康・食育フェア＆健康たかつき２１シンポジウム」を開催した。

② 健康だよりの作成、配布

健（検）診や相談などの日程を記載した健康だよりを作成し、全戸配布することにより、健康に対する啓発、各種健（検）診の受診率の向上などを図った。

⑸ 「健康たかつき２１」推進

「第４次・健康たかつき２１」に基づき、健康づくり及び食育の推進を図るとともに、保健医療審議会において、進捗管理を行った。

① 組織

健康たかつき２１ネットワーク（令和７年度末：６５団体）の幹事会を開催した。また、健康たかつき２１ネットワーク通信を発行したほか、実践交流会を開催し、各会員間による健康づくり及び食育推進に関する情報共有を行った。

② 地域における健康づくりの推進

各地区コミュニティ内における健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進リーダー、地区コミュニティの役員等と連携して地区活動を実施した。また、新任の健康づくり推進リーダーを対象とした研修及び健康づくり推進リーダー連絡会を全地区合同で実施した。

③ 市バスｄｅスマートウォーク事業

市民が主体的、継続的にウォーキングを行うための環境づくりとして、市営バスの停留所に次の停留所までの距離、歩行時間、消費カロリー等を記載した路面表示を行った。

⑹ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、切れ目のない支援を実施するため、大阪府後期高齢者医療広域連合から委託を受け、地域支援事業（介護予防事業）を実施している関係機関等と連携し、後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施した。

⑺ がん患者療養生活等支援助成

① がん患者のためのアピアランスケア助成

がん治療による外見の変化を受けた市民に対して、心理的・経済的な負担を軽減し、がん治療と社会生活の両立を支援するため、ウィッグや胸部補整具等の購入費用の一部を助成した。

	助成件数
令和７年度	237 件

② 若年がん患者在宅療養生活支援助成

若年がん患者（１８歳～３９歳で医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断した方）が自宅で最後まで安心して生活を送ることができるように、在宅介護サービスの利用料の一部を助成する。

９ 健康医療政策（健康医療政策課）

⑴ 高槻島本夜間休日応急診療所

夜間及び休日における急病患者に対する初期救急医療機関として、公益財団法人大阪府三島救急医療センターを指定管理者とし、高槻島本夜間休日応急診療所を運営している。

また、三島二次医療圏を構成する３市１町（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）の間で協議を重ね、

平成２５年３月に基本協定を締結し、平成２５年度から同診療所を拠点として小児救急医療体制の広域化を開始した。

① **所　在　地**　　八丁西町１番１０号
② **運 営 主 体**　　公益財団法人大阪府三島救急医療センター（市が指定管理者として指定）
③ **開設年月日**　　令和５年４月１日　上記所在地へ新築移転し、開設
（昭和４６年４月　休日診療所　設置
昭和４８年８月１日　高槻島本夜間休日応急診療所　開設
（診療科目は内科・小児科・外科）
昭和５３年４月２７日　南芥川町１１番１号へ新築移転し、開設）
④ **診 療 科 目**　　内科、小児科、外科、歯科（歯科については、休日の昼間のみ診療）
⑤ **患　者　数**（令和７年度）　　２５，１４１人

(2) 二次救急医療体制

三島二次医療圏（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）の二次救急医療機関に対し、３市１町の連携によりその運営に係る経費の一部を補助し、二次救急医療体制（入院や手術が必要な救急患者を受け入れる医療体制）を確保している。

患　者　数（令和７年度）

区　分	協力医療機関数	入院	外来	総数
病院群輪番制病院運営事業	17	17,850 人	35,591 人	53,441 人
小児救急医療支援事業	5	1,673 人	5,204 人	6,877 人

※　休日（午前８時～午後６時）及び夜間（午後６時～翌日午前８時）における救急患者数。

(3) 三次救急医療体制

救命救急センターを運営する学校法人大阪医科薬科大学に対し、３市１町の連携により運営等に係る経費の一部を補助し、三次救急医療体制（重篤な疾患や多発外傷の救急患者を受け入れる医療体制）を確保している。

(4) 樫田診療所

無医地区である樫田地区住民の医療を確保するため、一般社団法人高槻市医師会に委託し、樫田診療所を運営している。

① **所　在　地**　　大字田能小字スハノ下１１番地
② **運 営 主 体**　　一般社団法人高槻市医師会
③ **開設年月日**　　昭和４９年９月４日
④ **診 療 科 目**　　内科、小児科
⑤ **診 療 日 時**　　毎週火・金曜日　午後２時３０分～午後５時
⑥ **診 療 日 数**（令和７年度）　　９９日
⑦ **患　者　数**（令和７年度）　　３６３人

(5) 樫田地区訪問歯科診療

令和７年度から無医地区である樫田地区住民の医療を確保するため、一般社団法人高槻市歯科医師会に委託し、樫田地区訪問歯科診療の運営を開始した。

① **委　託　先**　　一般社団法人高槻市歯科医師会
② **訪問診療回数**（令和７年度）　　２３回

(6) 口腔保健センター

地域の歯科診療所においては診療が困難な障がい者等の歯科診療や口腔疾病の予防、口腔の衛生指導を行うことにより、障がい者の健康の増進と福祉の向上を図る。

① **所　在　地**　　城東町５番１号（総合保健福祉センター内）
② **運 営 主 体**　　一般社団法人高槻市歯科医師会（市が指定管理者として指定）
③ **開設年月日**　　平成５年６月１日
④ **診 療 科 目**　　歯科
⑤ **診 療 日 時**　　毎週火～木曜日　午後２時～午後４時
⑥ **診 療 日 数**（令和７年度）　　１４４日
⑦ **患　者　数**（令和７年度）　　１，９５４人

(7) 高槻市保健医療審議会

高槻市附属機関設置条例に基づき、地域保健及び地域医療に関する事項の調査審議を行う。

(8) 医事

医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）の免許の交付申請に係る事務及び病院、診療所、助産所、施術所等の開設許可や届出事務を行うとともに、これら施設の監視指導を行っている。

また、医療相談窓口を設置し、医療に関する相談を実施している。

医療施設数及び病床数　　（施設数は令和８年３月末現在）

施設の区分＼施設数等			施設数	病床数			
				一般病床	療養病床	精神病床	計
病院			17	3,073	382	743	4,198
診療所	一般	有床診療所	5	50	0	0	50
		透析診療所	6	－	－	－	－
		その他	302	－	－	－	－
		計	313	50	0	0	50
	歯科診療所		184	0	0	0	0
	小計		497	50	0	0	50
助産所			36	－	－	－	－
合計			550	3,123	382	743	4,248

施術所・歯科技工所数及び各種届出件数　　（施設数は令和８年３月末現在）

施設の区分＼施設数・届出の種別等		施設数	届出件数			
			開設	変更	廃止	計
施術所	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう	355	8	63	11	82

	柔 道 整 復	223	4	38	4	46
歯 科 技 工 所		47	3	7	1	11

医療相談受付件数（令和７年度）

苦情・提言	件数
医療行為・医療内容	25
コミュニケーションに関すること	27
医療機関等の施設	3
カルテ開示	3
セカンドオピニオン	0
医療機関の紹介、案内	0
医療費（診療報酬等）	4
健康や病気に関すること	1
薬（品）に関すること	0
その他	3
計	66

相談・問合せ	件数
医療行為・医療内容	49
コミュニケーションに関すること	38
医療機関等の施設	6
カルテ開示	15
セカンドオピニオン	1
医療機関の紹介、案内	86
医療費（診療報酬等）	19
健康や病気に関すること	4
薬（品）に関すること	5
その他	3
計	226

(9) 薬事

薬局等及び高度管理医療機器等販売業等並びに毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者に係る許可申請、登録申請、変更届等の審査を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに毒物及び劇物取締法等関係法令の遵守の確認のため、監視指導を実施している。

施設数、許可申請等及び立入検査の状況　（施設数は令和８年３月末現在）

施設の区分 ＼ 施設数・申請の種別等		施設数	申請等件数（件）						立入件数（件）
			新規	更新	変更	廃止	その他	計	
薬局等医薬品販売業	薬局	179	18	15	677	10	99	819	114
	薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業	10	0	0	2	2	1	5	7
	店舗販売業	67	5	4	262	4	0	275	44
	計	256	23	19	941	16	100	1,099	165
医療機器販売業・貸与業	高度管理医療機器等販売業・貸与業	200	19	15	128	8	3	173	117
	管理医療機器販売業・貸与業	492	27	-	42	20	0	89	64
	計	692	46	15	170	28	3	262	181
毒物劇物販売業	一般販売業	54	4	6	3	2	16	31	28
	農業用品目販売業	9	1	1	0	2	4	8	5
	特定品目販売業	0	0	0	0	1	0	1	1
	計	63	5	7	3	5	20	40	34
毒物劇物	法第 22 条第１項（届出必要）	0	0	-	0	0	0	0	-

業務上取扱者	法第22条第5項 （届出不要）	-	-	-	-	-	-	-	18
	計	0	0	-	0	0	0	0	18
合　　計		1,011	74	41	1,114	49	123	1,401	398

(10) 栄養

特定給食施設等に、給食内容の向上と健康づくりのため、栄養管理の実施に関し必要な指導・助言を行っている。また、食品の栄養に関する表示などについて、市民への情報提供に努めるとともに、事業者への指導・助言を行っている。

特定給食施設等の指導・助言の状況　　（施設数は令和８年３月末現在）

施設の区分		施設数及び指導・助言件数			
		管理栄養士のいる施設	栄養士のみいる施設	栄養士のいない施設	計
特定給食施設	学　　校	25	7	37	69
		5	1	6	12
	病　　院	14	0	0	14
		14	0	0	14
	介護老人保健施設	8	0	0	8
		1	0	0	1
	介護医療院	0	0	0	0
		0	0	0	0
	老人福祉施設	13	1	0	14
		5	0	0	5
	児童福祉施設	24	14	12	50
		9	4	0	13
	社会福祉施設	2	0	1	3
		0	0	1	1
	事　業　所	3	3	12	18
		1	0	0	1
	寄　宿　舎	0	0	0	0
		0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0
		0	0	0	0
	そ　の　他	1	1	1	3
		1	0	0	1
	計	90	26	63	179
		36	5	7	48
そ	学　　校	1	0	5	6
		0	0	1	1
	病　　院	1	0	0	1

その他の給食施設		1	0	0	1
	介護老人保健施設	0	0	0	0
		0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0
		0	0	0	0
	老人福祉施設	6	3	5	14
		2	1	3	6
	児童福祉施設	4	3	3	10
		2	2	1	5
	社会福祉施設	3	4	3	10
		2	2	2	6
	事　業　所	0	1	10	11
		0	0	0	0
	寄　宿　舎	0	0	1	1
		0	0	0	0
	そ　の　他	1	0	3	4
		1	0	1	2
	計	16	11	30	57
		8	5	8	21
合　　計		106	37	93	236
		44	10	15	69

＊　上段は施設数、下段は指導・助言件数を示している。

(11) たばこ対策

健康増進法に基づき、市民への啓発及び施設管理権原者等に対する助言、指導等を実施している。

①　たばこ関連相談

電話や来所によるたばこ相談を実施している。

②　受動喫煙防止対策

健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例に基づき、市民に必要な情報提供、啓発を行っている。

また、施設管理権原者等に対する助言及び指導を実施している。

③　若年者喫煙防止対策

学校、団体への教材の貸出し等を実施している。

二十歳のつどいにおいて、啓発物品の配布など喫煙防止の啓発を実施している。

(12) 健康医療先進都市の推進

全ての市民が健康でいきいきと暮らすことができ、質の高い医療・介護が受けられるまちを推進するため、(学) 大阪医科薬科大学、(一社) 高槻市医師会、(一社) 高槻市歯科医師会及び (一社) 高槻市薬剤師会と締結した連携協定に基づき、「健康医療先進都市たかつき推進連携会議」を設置し、意見交換等を行った。

また、本市の充実した医療環境や先進的な取組を啓発するため、市バスラッピング広告、広報誌、ホ

ームページ、ケーブルテレビ等での情報発信を行うとともに、協定締結を記念したシンポジウムを開催した。

(13) 骨髄等移植及びドナー登録の促進

ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、骨髄等の移植やドナー登録の推進に貢献するため、骨髄等移植ドナー助成金事業を実施し、申請者に対して、助成金の交付を行った。

12　高槻市保健所・総合保健福祉センター

平成１５年４月１日に高槻市が中核市に移行したことに伴い、高槻市保健所を開設した。高槻市保健所においては、これまで府の保健所が行ってきた保健、医療、衛生の各分野における専門的な業務を実施している。また、総合保健福祉センターにおいては特定健診・特定保健指導や各種がん検診をはじめとする成人保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っている。

(1) 高槻市保健所

所　在　地　　城東町５番７号
開設年月日　　平成１５年４月１日
構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造り　地上３階建て
敷 地 面 積　　2,248.20 ㎡、　　建築面積　948.03 ㎡、　　延床面積　1,858.19 ㎡

(2) 総合保健福祉センター

所　在　地　　城東町５番１号
開設年月日　　平成５年６月１日
構　　造　　鉄筋コンクリート造り　地下２階地上３階建て
敷 地 面 積　　2,386.46 ㎡、　　建築面積　1,459.40 ㎡、　　延床面積　5,983.31 ㎡
施 設 内 容　　・保健センター
　　・口腔保健センター

10　保健衛生（保健衛生課）

(1) 食品衛生

飲食店及び各種食品製造施設の営業許可や届出などの事務を行うとともに、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を行っている。また、ホームページや広報誌等により食品衛生啓発事業を行うとともに、市民からの食品に関する苦情相談、食品事業者に対する個別相談や指導を行っている。

（令和７年度）

食品関係 営業許可施設数	食品関係営業許可施設 監視指導件数	食品等収去検査検体数
3,478	1,491	154

(2) 環境衛生

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、水道施設、墓地・納骨堂・火葬場、温泉利用施設、プール、特定建築物等環境衛生関係施設の許可や届出などの事務を行うとともに、これら施設への監視指導を行っている。また、住居衛生について市民の相談に応じるとともに啓発を行っている。

(令和７年度)

区　分	施　設　数	監視指導件数
営業関係施設	1,056	330
飲料水関係施設	272	81
そ の 他	242	115

(3) 動物管理

飼い犬の登録、浮浪犬の捕獲などの狂犬病予防事務を行うとともに、飼えなくなった犬・猫の引取りなどを行っている。また、正しい犬の飼い方指導などの啓発を行っている。

(令和７年度)

新規登録数	登録累計	狂犬病予防注射済票交付数	犬捕獲頭数	引取り数		負傷動物収容数
				犬	猫	
1,484	16,355	10,335	1	5	12	10

(4) 衛生検査

腸内細菌や寄生虫卵などの臨床関係検査、食中毒や食品細菌などの食品衛生関係検査、及びレジオネラ属菌や家庭用品化学物質などの環境衛生関係検査を行っている。

(令和７年度)

区　分	臨床関係検査 検　体　数	食品衛生関係検査 検　体　数	環境衛生関係検査 検　体　数	計
行　政　検　査	60	332	202	594
依　頼　検　査	247	－	－	247

11　保健予防（保健予防課）

(1) 感染症予防

結核・感染症の届出の受理、結核患者の療養支援、結核医療費の公費負担等を行っている。エイズを含む性感染症の正しい知識の普及啓発や相談事業を行っている。また、感染症発生時の対応として、情報の収集、分析、提供を行いながら、必要な医療の確保と二次感染防止対策を迅速かつ的確に実施している。

結核患者の状況　（令和７年）

登　録 患者数	新登録 (R7.1～R7.12 月)		新登録患者の内訳				その他(別掲)
			活動性結核				潜在性結核感染症
	患者数	罹患率	喀痰 塗抹陽性	その他の 菌陽性	菌陰性 その他	肺外 結核	
72 人	34 人	9.8	15 人	7 人	0 人	12 人	19 人

※　罹患率：人口 10 万人対

※　登録患者数は令和７年 12 月末現在

ＨＩＶ抗体検査・ＨＩＶ/エイズ相談件数（令和７年度）

検査件数	陽性者数	相談件数
349 件	1 人	337 件

感染症発生届出状況　（令和７年度）

感染症分類	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	指定
件数	0 件	0 件	10 件	8 件	262 件	0 件

※　5 類は全数把握のみ

※　結核は除く

(2) 精神保健

精神障がい者の早期治療や社会復帰を支援するため、保健師、社会福祉士、精神科医師及び精神保健福祉士等によるこころの健康相談を実施している。また、精神疾患及び精神障がいへの理解を深めるため、市民向け講座などの普及啓発を行っている。

自殺対策事業では、自殺予防に関する普及啓発やゲートキーパー養成研修、自殺未遂者相談支援事業等を実施している。

こころの健康相談　（令和７年度）

来所等相談	訪問相談	電話相談
2,621 件	277 件	908 件

ゲートキーパー養成研修　（令和７年度）

実施回数	延べ参加者数
6 回	350 人

(3) 難病

特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付経由事務を行っている。また、難病患者に対する療養支援・健康相談を行っている。

（令和７年度）

特定医療費（指定難病）受給者証数		
新規	更新	総数
494 件	3,402 件	3,896 件

(4) 肝炎無料検査

肝炎の早期発見、早期治療を目的として、Ｂ型・Ｃ型肝炎の無料検査を実施している。

（令和７年度）

検査件数	陽性者数
24 件	0 人

(5) 被爆者援護

被爆者健康手帳交付申請等の受付経由事務を行っている。

（令和７年度）

手帳・医療費などの申請	指定医療機関変更 死亡・住所変更等届	健康診断結果送付	二世健診受付
56 件	81 件	42 件	18 件

(6) 予防接種

① インフルエンザ予防接種

予防接種法に基づき、原則満６５歳以上の者に対してインフルエンザの予防接種の費用助成を実施している。

② 新型コロナウイルス感染症予防接種

予防接種法に基づき、原則満６５歳以上の者に対して新型コロナウイルス感染症予防接種の費用助成を実施している。

③ 成人用肺炎球菌予防接種

予防接種法に基づき､原則満６５歳の者に対して成人用肺炎球菌予防接種の費用助成を実施している。

④ 帯状疱疹予防接種

予防接種法に基づき、原則６５歳の者に対して帯状疱疹予防接種の費用助成を実施している。なお、経過措置のため、令和８年度は同年度中に６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳又は１００歳となる未接種者に対して費用助成を実施している。

（令和７年度）

予防接種名	対象者	接種者数	うち無料接種者数
インフルエンザ	原則満 65 歳以上	53,895 人	9,878 人
新型コロナウイルス感染症	原則満 65 歳以上	11,501 人	5,422 人
成人用肺炎球菌	原則満 65 歳	791 人	59 人
帯状疱疹	令和 7 年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳以上となる未接種者	延べ 9,488 人	延べ 2,445 人

※　市民税非課税世帯の市民等は全額助成を実施し、費用を支払った無料接種対象者及び高槻市外で予防接種を受けた者には償還払いを実施した。

⑤ 風しん対策事業

風しんの感染予防及び先天性風しん症候群の発症防止を目的に、妊娠を希望する女性等を対象に風しんの抗体検査費用及び風しんワクチン等の予防接種費用の助成を実施している。

（令和７年度）

	助成件数
抗体検査	540 件
予防接種	766 件

12　高槻市保健所・総合保健福祉センター

平成１５年４月１日に高槻市が中核市に移行したことに伴い、高槻市保健所を開設した。高槻市保健所においては、これまで府の保健所が行ってきた保健、医療、衛生の各分野における専門的な業務を実施している。また、総合保健福祉センターにおいては特定健診・特定保健指導や各種がん検診をはじめとする成人保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っている。

(1) 高槻市保健所

所　在　地　　城東町５番７号
開設年月日　　平成１５年４月１日
構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造り　地上３階建て
敷地面積　　2,248.20 ㎡、　建築面積　948.03 ㎡、　延床面積　1,858.19 ㎡

(2) 総合保健福祉センター

所　在　地　　城東町５番１号
開設年月日　　平成５年６月１日
構　　造　　鉄筋コンクリート造り　地下２階地上３階建て
敷地面積　　2,386.46 ㎡、　建築面積　1,459.40 ㎡、　延床面積　5,983.31 ㎡
施設内容　　・保健センター
　　・口腔保健センター